

## 厚生労働省再意見に対する小西構成員提出意見

第3回基本計画検討会における配布資料について(追加送付)のメールに添付された資料「170603 骨子案再意見(厚生労働省)」に関して私の意見が「中期的シェルター」を警察の施策として考えるべきとしたというように書いてありますが、これは誤解だと思えます。

私は、「事件の直後(特に殺人事件の遺族や、性犯罪の被害者など)にすぐに家に戻ることが出来ず、短期に(1日から数日間程度)外泊を余儀なくされる人たちがいるので、この人たちの宿泊について、警察で、例えばホテルと契約したり、警察の宿泊施設などを使用したりすることができないか」と言う意図で発言したものです。その場では話しませんでした。もしそれが不可能ならば、せめて、安い値段で宿泊場所をあっせんしたり、このような緊急の場合の電話を貸し出したりと言うような便宜が図れたらよいと考えました。中期的シェルターといったつもりはありません。中期的シェルターを警察が担当するのは、目的から言ってなじまないと思えます。修正をお願いします。

「また児童相談所、婦人相談所の運用の現状といった事柄について問題あり、などとする意見は出されなかったことは周知のとおりである。」となっていますが、厚労省の対策で十分であると思っているわけではありません。これらの対象となる人たちは、DVや虐待の被害者など犯罪被害者等のごく一部分です。

例えばDV被害者に限っても、この人たちも滞在期間が2,3週間に限られていることで、単に次の住宅を用意するに手一杯であり、自立支援、生活支援が不十分な状態にあることは、男女共同参画会議の女性に対する暴力専門部会でも何度も取りあげられて来ました。また実際に被害者は長期にわたって、心身に問題を抱え続けていることも複数の研究の結果が出ているはずで、基本法の謳う「連続した支援」という方針に照らせば、大きな問題があります。このことはお話しする暇がありませんでした。

また、短期の支援に限っても、例えば性犯罪の被害者が自宅で被害にあって、安全のために、あるいは恐怖感のために、自宅に泊まれない状態になったときに、実際上これらの施設を使える状態にあるとは思えません。だからこそ、もう少し現実的な策として警察での何らかの直後の宿泊に関するサービスを、と思い発言したわけです。

例えば、友人の家に泊めてもらっていた被害者の例などを多数聞いています。また殺人事件遺族の中にも、マスコミ取材の激しさに家に帰れない状態にあった人もいました。しかしそのようなことは、お話しする時間がありませんでした。この点でも真意が伝わっていないようです。修正をお願いします。

平成17年6月5日  
武蔵野大学  
小西聖子